寒川第一土地区画整理事業

# まちづくりニュース

令和4年4月1日 千葉市都市局都市部 寒川土地区画整理事務所

日頃より寒川第一土地区画整理事業にご協力いただき、ありがとうございます。

今回のまちづくりニュースでは、令和3年度の事業実施状況と令和4年度の事業 実施予定についてお知らせいたします。



#### 令和3年度の実施状況

(令和3年度 当初予算額 約 3億0,500万円)

●建物移転

9戸

● 道路築造工事

\_

●下水道工事 延長約 105m

(令和2年度からの繰越を含む)

#### 【令和3年度末の進捗状況】

建物移転戸数 358戸/501戸 71.5% 道路整備延長 2,536m/5,537m 45.8% 下水道整備延長 3,960m/6,195m 63.9%

### 令和4年度の実施予定

(令和4年度 当初予算額 約 4億7,800万円)

● 建物移転

8戸

● 道路築造工事 延長 約 150m

●下水道工事 延長 約 517m

(令和3年度からの繰越を含む)

令和4年度は、建物移転と道路・下水道の 整備を進めてまいります。引き続き、ご理解 ご協力をお願いいたします。

## お知らせ

#### 土地区画整理審議会の開催について

第32回寒川第一土地区画整理審議会が、令和4年3月24日に開催されました。

議題は、報告事項「仮換地指定の軽微な変更について」でした。

審議会の議事録は、千葉市寒川土地区画整理事務所のホームページからご覧できます。

(https://www.city.chiba.jp/toshi/toshi/shigaichi/samugawa/index.html)

#### 土地区画整理法第76条の申請について

土地区画整理法第76条は、建築行為等の制限に関することで、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある以下の行為について、許可を受けなければならないとされています。

- > 土地の形質(切土・盛土)の変更をする場合
- > 建築物や工作物を新築・改築・増築する場合
- > 移動の容易でない物件の設置、もしくは堆積する場合

ブロック塀やフェンス等のみ設置する場合も許可の対象となります。

詳しくは、当事務所へお問い合わせください。

#### 借地権等※の申告について

- ▶ 借地権等の権利を持っているが、その権利を法務局に登記していない場合
- > 新しく借地権等の権利を持った場合
- ▶ 借地権等の権利を持っている人が変わった場合
- ※借地権等とは、所有権以外の権利で、借地権、地上権、 永小作権、地役権、賃借権などをいいます。

▶ 借地権等の権利が消滅した場合

上記の場合は、権利について申告していただくことになりますので、当事務所へお問い合わせください。

#### 証明書の発行について

寒川第一土地区画整理事業の「仮換地証明書」や「底地証明書」を発行しています。

土地の売買や建物登記、相続で必要となる場合がありますので、当事務所窓口までお越しください。

証明書1通につき、300円(現金納付)です。

#### 放置車両や不法投票について

地区内の道路や事業管理地において、長期間にわたり自転車等が放置されていることや、ごみが不法に投棄されていることがあります。

これらは、違法となります。環境のよいまちづくりをするためにも、お気付きの場合は、当事務所又は警察へ連絡をお願いします。現地を確認し、注意喚起などの対応を行います。



〒260-0832 千葉市中央区寒川町2丁目150番地 043-266-0201 FAX 043-266-0207 E-mail: samugawa.URU@city.chiba.lg.jp

